

2026年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問１〕から〔設問４〕に答えなさい。

〔事実１〕

Aは、Bに対して１０００万円の売掛金債権（以下「本件債権」という。）を有していたが、Xは、２０２４年７月９日、Aに対する貸金債権の代物弁済として本件債権を譲り受けた。その後、Aは、同年７月１０日到達の内容証明郵便により、上記債権譲渡をBに対して通知した。しかし、本件債権には譲渡禁止特約が付され、Xには、特約の存在を知らないことにつき重大な過失があった。他方、Yは、同年７月２２日、本件債権に対して滞納処分による差押えを行い、差押通知書は、同日、Bに送達された。同年８月１９日に、XはBに対して本件債権につき履行請求をした。その際にBはAからXへの本件債権の譲渡を承諾した。

〔設問１〕

この場合、XのBに対する請求は、Yに優先して認められるか、答えなさい。

〔設問２〕

仮に〔事実１〕における本件債権が、「預貯金債権」だった場合（その他の点はすべて同じ）は、〔設問１〕の結論は変わってくるか、その理由と共に答えなさい。

〔事実２〕

Xは、２０２５年５月５日、事業家・資産家Lの１人息子Yと結婚式を挙げて、翌日婚姻届を出した。Yは、いずれはLの事業も財産もすべて受け継ぐことが予定されており、XはYの人格に惚れたというより、財産に惚れていたのである。その後、Yの母Mの誕生日に、X・Y・L・Mの４人は、レストランで豪華なディナーをとった後、海辺をドライブした。運転していたYは、急カーブでハンドルを切り損ね、４人が乗った車は海に転落した。Xが病院で気が付いた時には、LとYが死亡し、MとXが奇跡的に救出されたことを知らされたが、LとYの死の前後関係はわからなかった。なお、L・Yそれぞれの遺言はなかったものとする。

〔設問 3〕

この場合、XはLの相続財産を得られるか、説明しなさい。

〔設問 4〕

仮に、4人が海に転落した当時Xは胎児Nを懐胎していたが、Nは無事であり、生きて生まれた場合、〔設問 3〕の結論は変わってくるか、その理由とともに答えなさい。なお、上記同様、YとLは亡くなったが、XとMは生きているものとする。

2026年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B日程：民法】

《出題趣旨》

〔設問1〕は、債権譲渡禁止特約の付いた債権の譲渡について、2017年改正法の規定を踏まえて、具体的な事例において、債権譲渡人A・債権譲受人X・債務者B・差押債権者Yの関係がどのようなになるか、を答えさせるものである。債権譲受人Xが、譲渡禁止特約について善意・重過失であったが、譲渡後に債務者Bが履行拒絶権の放棄をした場合どうなるか、また、この場合、同一の債権についての差押債権者Yと債権譲受人Xとはどのような関係に立つか、が問われている。〔設問2〕は、〔設問1〕とは異なって預貯金債権が問題になっており、同債権については、2017年改正法ではなく、従来通りの考え方で処理されるため、同じ事例でも結論が異なることを答えさせるものである。〔設問3〕は、具体的な事例において、父と子とが死亡した場合、両者が同時に死亡したと推定されれば、相互に相続関係が発生しないとされるが、その場合の財産の相続関係はどのようなになるか、を答えさせるものである。〔設問4〕では、〔設問3〕に続いて、生存していた母に胎児がいて、胎児が生きて生まれた場合に、〔設問3〕の場合と比べて、何か異なる結論が導かれるか、を答えさせるものである。

《解説・講評》

〔設問1〕

1) 民法（以下、略）（以下「2017年改正法」を指す。）466条2項によれば、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（…略…）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない」。本問では、譲渡人Aから、本件債権の譲渡禁止特約を知らないことについて重過失の譲受人Xに対する債権譲渡がされても、債権譲渡自体は無効とならず、有効（順番i）となる。

2) さらに、466条3項によれば、同条2項を受けて、「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対して、債務者は、その債務の履行を拒むことができ」る、とある。本問では、債務者Bは、譲受人Xに対してその履行を拒むこともできる。

3) ところで、467条2項によれば、「前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。」本問では、譲受人Xは、債権譲渡後直ちに對抗要件（2024年7月10日到達の内容証明郵便）を具備（順番ii）しているので、その後、Aの差押債権者Yが本件債権を差し押えて（同年7月22日送達）（順番iii）も、Yに対して優先する。

4) ここで、466条3項＜＝債務者の譲受人に対する関係を規律する規定＞は、466条の4第1項＜＝債務者の差押債権者に対する関係を規律する規定＞により、その適用が排除されている。しかし、本問では、467条2項により譲受人Xが差押債権者Yに対して優先する以上、適用が排除

されることはなく、譲受人Xは差押債権者Yに優先する。

5) ところで、履行拒絶権を有する債務者により本件債権譲渡の事後承諾（順番iv）がなされれば、いわゆる「（譲渡制限）特約の抗弁権」（「履行拒絶権」）の放棄と扱われる。本問では、同年8月19日、債務者Bの事後承諾があり、これは、履行拒絶権の放棄とされるので、重過失の譲受人XでもYに対して優先し、Xは、本件債権譲渡の効力を主張できる。

ちなみに、最判平成9（1997）年6月5日（百選Ⅱ9版・21番）は、物権的効力説を採っており、本事例と同様の事例で、（本問のBの）承諾が、（本件債権の）譲渡後になされた場合、「債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となる」、とした。そこで、譲渡禁止特約付の債権譲渡契約は、譲受人が悪意又は重過失の結果「無効」となるものの、債務者（本問のB）の承諾により無効が治癒されるが、116条の法意により、第三者（本問のY）の権利を害することができない、とした。その結果、同最判の判旨による場合は、本問のXは、本問のYに対して、本件債権譲渡の効力を主張できないことになる。

〔設問2〕

1) 債権的効力説を採る改正法の唯一の例外は預貯金債権であり、その譲渡は原則として無効であり、善意・無重過失の譲受人との関係でのみ有効である（466条の5）、とされる。その理由としては、金融機関においては、預金債権が大量に存在するので、債権者からの要求への迅速な対応は困難であり、また、対応する新システムの構築・管理には大きなコストがかかることなどが挙げられている。

2) 従って、本件債権が「預貯金債権」であれば、改正前の解釈（最判平成9<1997>年6月5日の通り、譲渡禁止特約付の債権譲渡契約は、譲受人が悪意又は重過失の結果「無効」となるものの、債務者の承諾が債権譲渡後になされた場合には、「債権譲渡は譲渡の時に遡って有効」となって「無効」が治癒され、重過失のXの請求は、116条但書きの法意によりYに対して優先せず、Xは、Yに対して、本件債権譲渡の効力を主張できない。

〔設問3〕

1) 民法32条の2には、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する」、とある。相続人は相続開始時に生存していることが前提なので、同一の事故で被相続人と相続人のどちらが先に死亡したか、で相続関係が変わって来る。死亡の前後が重要になるが、その証明は不可能に近く、死亡したことが確実である数人の間では、同時に死亡したものと推定される。

2) 本事例では、夫Yの母MとYの妻Xが助かり、Yの父LとYとが死亡したが、LとYのどちらが先に死亡したかは不明である。そこで、この両者は同時に死亡した、つまり両者間に相続関係は生じなかった、と推定される。具体的には、夫Yから妻Mへの相続はされるが、父Lから子Yへの相続はされず、また、子Yから母Mへの相続はされるが、父Lへの相続はされない。結局、資産家である父Lの財産は、子Yを通じてYの妻Xには相続されず、さらに、仮にその後、夫Lの財産を相続した妻Mが死亡しても、Yの妻Xには相続権は生じない結果となる。

〔設問 4〕

仮に Y の妻 X が事故時に懐胎しており、その胎児 N が生きて生まれれば胎児の時に遡及して相続権が生じ（886 条 1 項）、かつ、同時死亡は「相続の開始以前」に含まれるので、同時死亡でも代襲相続はできる（887 条 2 項）。つまり、被相続人（L）と相続人（Y）について同時死亡の推定が働く場合、被相続人（L）の子（Y）が、父 L の「相続開始以前」に死亡した、とされ、既に父 Y が亡くなった時に胎児として存在していた子 N が、Y に代わり代襲相続をするのである。さらに、その後孫 N の祖母 M が死亡した場合も、その分は孫 N が相続し、孫 N の母 X は、N の母として、義父 L の財産を事実上手にすることになる。

以 上